2　締約国は、輸出貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持することができる。当該締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸出者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。

3　各締約国は、措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第十一・七十条　職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報

各締約国は、自国の権限のある当局がこの款に定める国境措置をとるに当たって職権により行動する場合には権利者に対し当該権限のある当局を支援するために関連する情報を提供するよう要請する権限を有することを定める。締約国は、また、権利者が自国の権限のある当局に対して関連する情報を提供することを認めることができる。

第十一・七十一条　権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定（注）

注　締約国は、第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの認定について、当該疑いのある物品に貿易上の虚偽の記載がされていることを認定することにより、この条の規定に基づく義務を履行することができる。

各締約国は、第十一・六十五条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

第十一・七十二条　権限のある当局による廃棄の命令

各締約国は、権利者の他の請求権を害することなく、及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品であると認定された物品の廃棄を命ずる権限及び当該物品の処分を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十一・七十三条　費用

各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならないことを定める。

第四款　刑事上の制裁

第十一・七十四条　刑事上の手続及び刑罰

1　各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。（注）

注　この条の規定の適用上、この1の規定は、締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。

2　各締約国は、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、当該著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の頒布又は販売が刑罰の対象となる不法な活動であることを定めることにより、この条の規定に基づく輸入に関する自国の義務を履行することができる。

3　各締約国は、1及び2に規定する犯罪に関し、次の事項を定める。

(a)　拘禁刑及び十分に抑止的な罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰（注）

注　この条のいかなる規定も、拘禁刑と罰金とを併せて科することができることを定めることを締約国に義務付けるものと解してはならない。

(b)　自国の司法当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品、犯罪のために主として使用された関連する材料及び道具並びに申し立てられた犯罪に関連する証拠書類の差押え（注）を命ずる権限を有すること。

注　締約国は、公判前の差押えにつき、この(b)に規定する差押えを命ずる権限を自国の刑事上の執行当局に与えることにより、この(b)の規定に基づく義務を履行することができる。

(c)　自国の司法当局が、被告人に対するいかなる補償もなしに次に掲げる物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。

(i)　著作権侵害物品及び不正商標商品

(ii)　著作権侵害物品又は不正商標商品の生産において主として使用された材料及び道具

(iii)　不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装（(i)及び(ii)に掲げる物品に該当するものを除く。）

4　各締約国は、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない商業的規模の複製（注1）であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対して重大な損害を与えるものに対処し、及び当該損害を抑止することの必要性を認識して、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置を採用し、又は維持する。（注2）

注1　この4の規定の適用上、締約国は、「複製（copying）」を「複製（reproduction）」と同一の意義を有するものとして取り扱うことができる。

注2　この4の規定の適用上、締約国は、自国の法令に従い、映画の著作物の許諾を得ない複製について特別な刑事上の基準額を決定することができる。

第五款　デジタル環境における権利行使

第十一・七十五条　デジタル環境における侵害に対する効果的な措置

各締約国は、第二款（民事上の救済）及び第四款（刑事上の制裁）に定める権利行使の手続をデジタル環境における著作権又は関連する権利及び商標権の侵害行為についても同様に利用可能なものとすることを確認する。

第K節　協力及び協議

第十一・七十六条　協力及び対話

1　締約国は、締約国間の貿易及び投資の更なる促進の上での知的財産の利用及び保護並びに知的財産権の行使の重要性を認識する。

2　締約国は、知的財産の分野における一部の締約国の間の著しい能力の差異を確認する。

3　各締約国は、この章の規定の効果的な実施を円滑にするため、知的財産の分野において他の締約国と協力し、並びに知的財産に関する問題について対話及び情報交換を行う。

4　締約国は、知的財産の効果的な利用及び保護並びに知的財産権の効果的な行使に関する教育及び啓発を促進するために協力するよう努める。

5　締約国は、知的財産権を侵害する物品の国際貿易を排除するために国境措置について協力する。

6　締約国は、適当な場合には、調査及び審査の作業の共有並びに品質保証に係る制度についての情報の交換であって、締約国の特許制度におけるより良い理解を促進することができるものを円滑にするためにそれぞれの特許官庁の間で協力するよう努める。（注）

注　この6の規定は、作業の共有に関する取組を支援する多数国間の情報共有の制度について適用することができる。

7　締約国は、各締約国がオンラインでの著作権の侵害の防止に役立てるためにとる措置に関する情報を共有することによって協力するよう努める。

8　締約国は、第十一・九条（多数国間協定）3又は第十一・四十八条（植物の新品種の保護）の規定に関し、植物の新品種の保護に関する制度（育成者権の例外を含む。）の運用について協力することができる。

9　締約国は、イノベーションを支えるための特許の猶予期間に関する問題について協力するよう努める。

10　締約国は、特許の付与の取得に係る費用を減少させるため、それぞれの特許官庁の手続及び手順に関する問題について協力することができる。